

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則
- 福島県訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

三 一 一

規 則

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則、福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則及び福島県訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八十八号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表5の項(3)中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県規則第八十九号

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福島県職業訓練手当支給規則（昭和三十九年福島県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。
第一号様式（その二）(表)を次のように改める。

(その2)

(表)

訓練手当受給資格認定申請書 (通所手当関係)

福島県知事

年 月 日

申請者 住所
氏名
(記名押印又は署名)

通所手当の支給を受けたいので、下記により申請します。

通所開始年月日 年 月 日

| 順路 | 通所方法の別 | 区 間 | 距 離 (片道概算) | 所 要 時 間 (概 算) | 乗車券等の種類 | 左欄の乗車券等の額 |
|---|--------|---------------|---------------|------------------|---------|-----------|
| 1 | | 住居から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 2 | | から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 3 | | から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 4 | | から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 5 | | から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 計 | | 住居から訓練施設まで | ・ km | 時間 分 | | 円 |
| 他に利用できる交通機関 等の名称及び利用区間等 | 通所方法の別 | 通 所 区 間 | | | 乗車券等の種類 | 乗車券等の額 |
| | | 住居から | 経由 | 経由 | 訓練施設 | 円 |
| ※公共職業能力開発施設の長又は知事の確認欄 (申請者は記入しないこと。) <input type="checkbox"/> 該当 その他 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 (1箇月の運賃等相当額 円) <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 片道10km未満の者 <input type="checkbox"/> 片道10km以上の者 <input type="checkbox"/> 基本手当の日額に係る級地区分が3級地 である者のうち片道15km以上の者 <input type="checkbox"/> 非該当 理由 | | | | | | |
| 上記のとおり進達します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 公共職業能力開発施設の所在地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 印 </div> | | | | | | |

備考

- この申請書は、訓練手当のうち通所手当の支給を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。
- 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い徒歩、自動車、JR〇〇線等の別を記入してください。
- 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期券、11枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入してください。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期券の額、11枚つづり回数券の額等乗車券等に應ずる額を記入してください。
- 往路と帰路が異なる場合は、往路、帰路の順で両方記入してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職業訓練手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書は、改正後の福島県職業訓練手当支給規則第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（産業人材育成課）

福島県規則第九十号

福島県訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

福島県訓練生災害見舞金支給規則（平成二十五年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に、「第十五条の六第一項第二号」を「第十五条の七第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）